

第 68 回国民体育大会における参加資格違反について

平成 25 年 8 月 29 日

1. 対象者：中村 美希（なかむら みき）

2. 都道府県：京都府

3. 競技：サッカー（女子種別）

4. 概要：

(1) 出場大会・成績等：第 68 回国民体育大会 近畿ブロック大会・参加申込み

当該選手は、第 68 回国民体育大会近畿ブロック大会の参加にあたり、所属都道府県として「勤務地」が属する「京都府」を選択し、参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

当該選手の参加資格のうち過去大会の参加履歴について疑義が生じたため事実確認を行った。

その結果、第 66 回国民体育大会に埼玉県を所属都道府県として参加（埼玉県予選会）していたことが判明し、以下に示した規定を満たしていないため、参加資格に違反していたものと認められた。

<規定>

第 68 回国民体育大会実施要項総則

「5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」 (1)参加資格ーウ

第 66 回又は第 67 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の参加資格で参加した者は、次の場合を除き、第 66 回又は第 67 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。（※以下、省略）

(3) 聴聞手続き等：

当該競技者及び京都府体育協会、日本サッカー協会に対して、参加資格に関する調査とあわせて、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催について確認したところ、いずれも開催を希望せず、参加資格に関する調査の書面による回答をもって、聴聞に代えたいとの回答があった。

5. 処分内容（案）：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項(1) 2)を適用し、次のとおりとする。

(1) 当該競技者：

第 68 回大会（ブロック大会・本大会）及び第 69 回大会への参加を認めない。

※ 第 68 回国民体育大会近畿ブロック大会サッカー競技会の競技規則を満たすことから、当該選手 1 名を除く選手 19 名での参加を認める。

(2) 関係団体：

1) 公益財団法人京都府体育協会
文書による「注意」処分とする。

2) 公益財団法人日本サッカー協会
文書による「注意」処分とする。